三重県内における交通労働災害の現状

1　平成３１年１月～令和元年６月　交通労働災害発生状況

業種	平成３０年 休業４日以上の死傷者数(人)	平成３０年 死亡（内数）	令和元年 休業４日以上の死傷者数(人)	令和元年 死亡(内数)	増減 人	増減 %
全産業	６１	３	４７	３	－１４	－２３．０
製造業	０	０	２	０	＋２	-
建設業	１７	２	１１	１	－６	－３５．３
運輸交通業	１１	１	６	１	－５	－４５．５
第三次産業	３３	０	２７	０	－６	－１８．２
新聞販売業	１１	０	８	０	－３	－２７．３
通信業	７	０	７	０	±０	±０．０

注：令和元年６月末現在、前年同時期対比。令和元年については、平成３１年１月～４月を含む。

2　過去５年間（平成２６年～３０年）の交通労働災害発生状況

【交通事故による死亡者数は、全産業の死亡者数の３割を占めています！】

①　交通死亡労働災害

交通死亡労働災害の推移

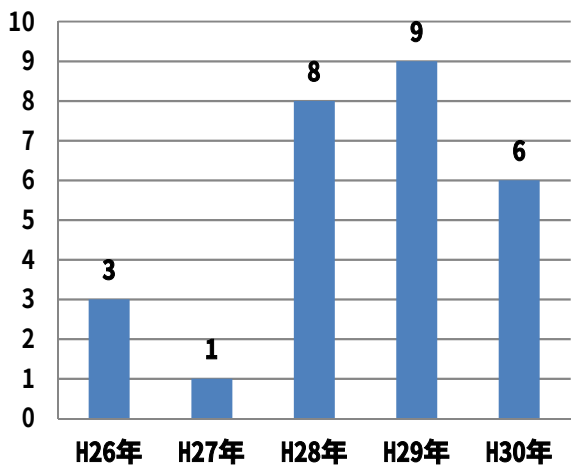

事故の型別死亡労働災害の内訳

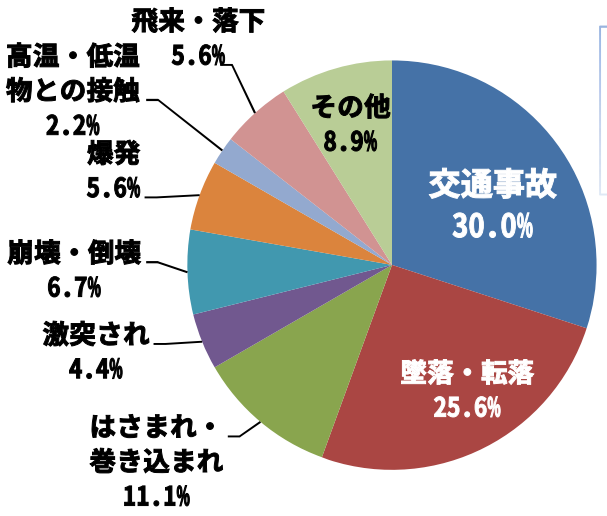

業種別交通死亡労働災害

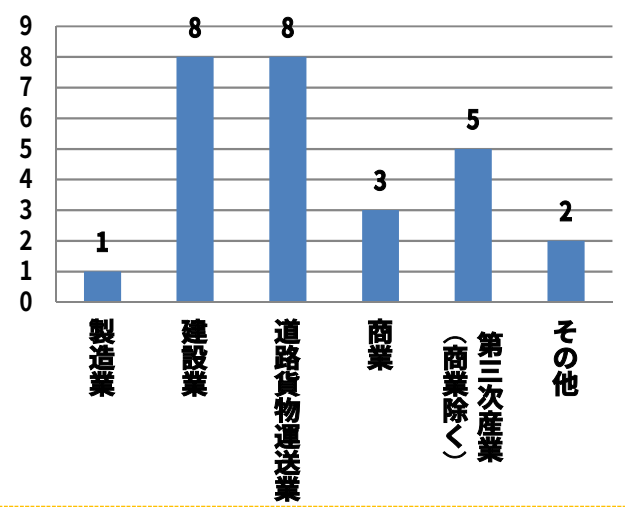

②　交通死傷労働災害（休業４日以上）

交通死傷労働災害の推移

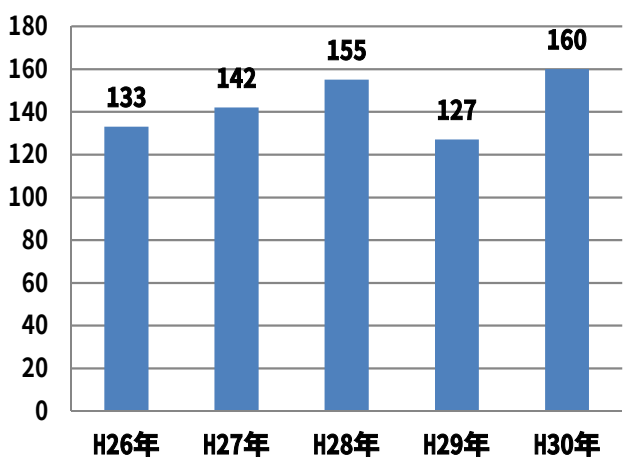

業種別

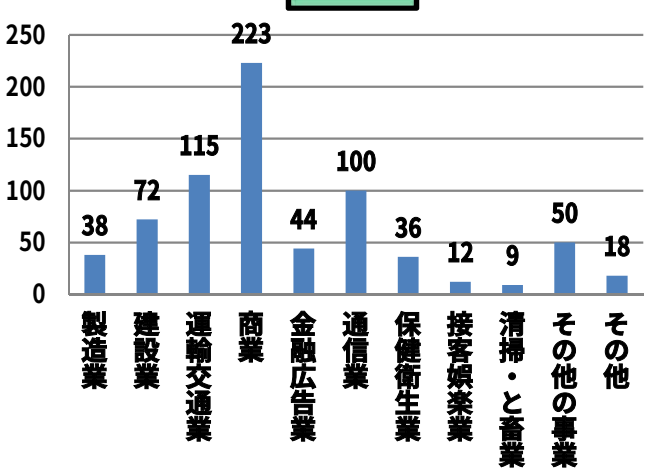

休業程度別

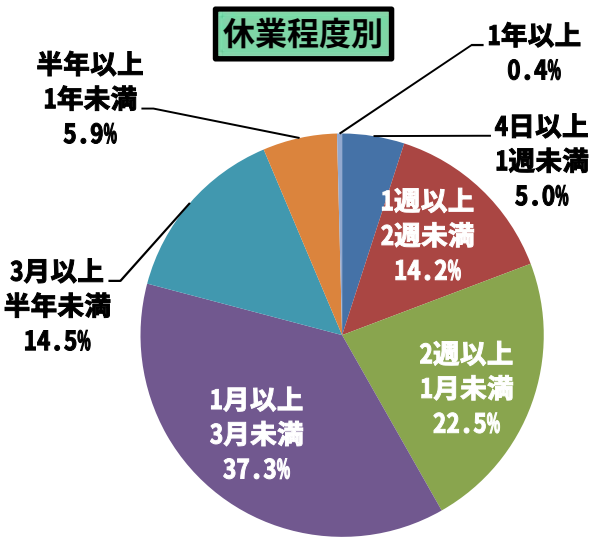

経験年数別

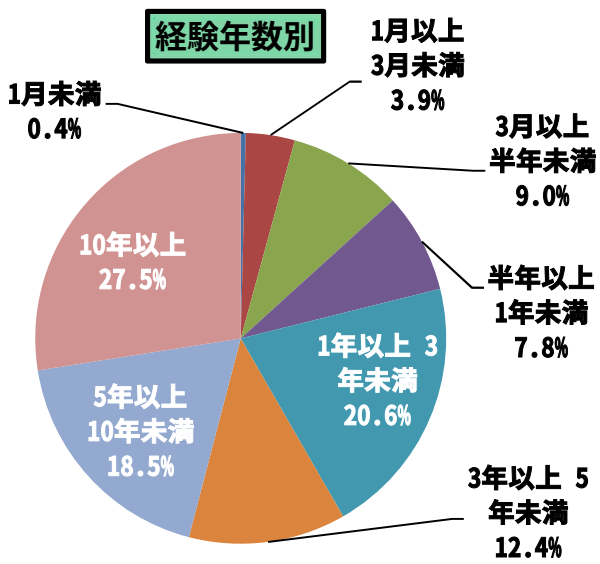

交通死傷労働災害（特定の業種別）の推移

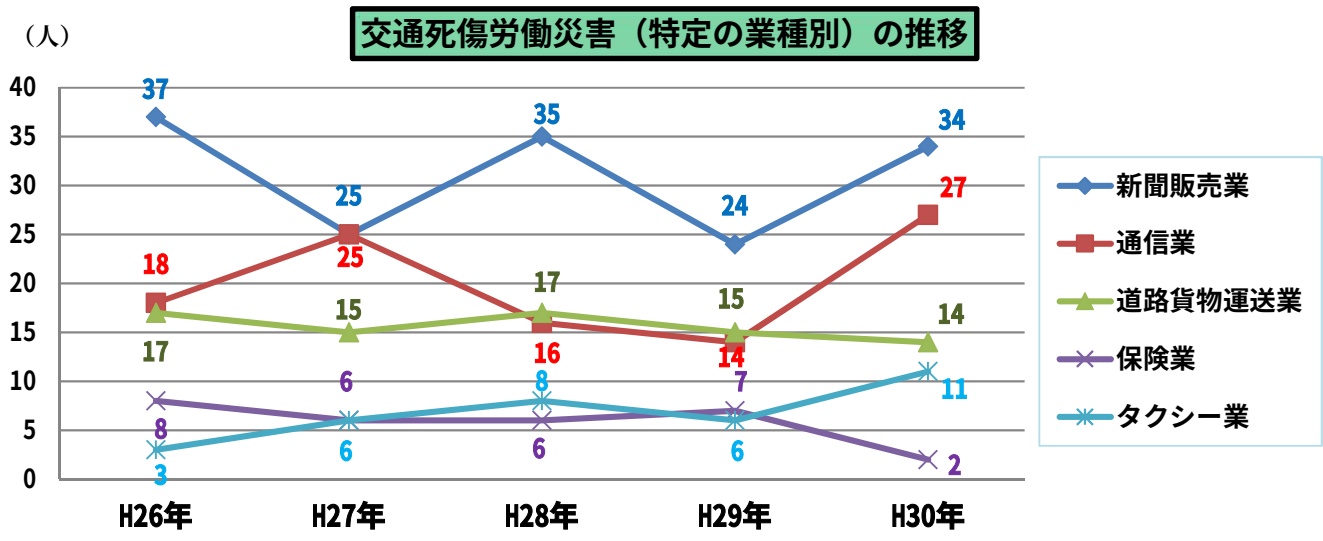

注：交通労働災害とは、交通事故による労働災害であり、通勤災害は除く。

チャレンジ アンダー２，０００みえ　休業４日以上の労働災害２，０００人未満を目指して！　三重労働局

（Ｒ１．７Ｙ）

1　三重県内で発生した交通労働災害事例（平成30年）

Ⅰ. 死亡災害事例

業　種	職 種	年 代	災害発生状況
一般貨物自動車運送業	運転手	60代	被災者は、１０トントラックを運転し、事業場へ向かっていたところ、前方を走行していた大型トラックの後方に追突した。
電気通信工事業	移動式クレーン運転士	70代	被災者は、移動式クレーン(12t)を運転し工事現場に向けて林道を走行していたところ、路面凍結により林道脇から約5m下に滑落した。
橋梁建設工事業	とび工	40代	被災者は、ワンボックス車に乗り建設現場に向かうため国道を走行中、トンネル内において渋滞で停車中の大型トラック後部に追突し死亡した。また、同乗者6名も負傷した。
鉄骨・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造家屋建築工事業	溶接工	20代	被災者は、社用車を運転し、工事現場に向かって国道を走行していたところ、中央分離帯に接触し、そのはずみで当該車両が横転した。また、同乗者１名も負傷した。
新聞販売業	配達員	60代	被災者は、バイクを運転し、新聞配達を終えて事業場に向かって走行していたところ、信号機のない交差点で乗用車と出合い頭に衝突した。
タクシー業	タクシー乗務員	40代	被災者は、客を乗せて飲食店の駐車場から中央分離帯のある前面道路（国道）を横切って右折しようとしていたところ、右側から直進してきた乗用車と衝突した。

Ⅱ. 休業災害事例

三重労働局

業　種	職 種	年 代	休業見込期間	災害発生状況
道路建設工事業	軌道工 軌道工 軌道工	50代 60代 60代	21日 7日 7日	被災者らは、社用車に乗車し、工事現場に向かって雨の中を走行中、排気ブレーキをかけたところ、後輪が滑り出し制御出来ず、歩道に乗り上げ道路標識に衝突し負傷した。
保健衛生業（社会福祉施設）	事務員	60代	１か月	被災者は、自動車を運転し、別の事務所から事務所に戻っていたところ、睡眠不足のため意識が薄れ、道路右側にある電柱に当該車両が正面衝突した。
通信業	郵便外務	30代	８週	被災者は、バイクを運転し、帰局途中の交差点で右折しようとしたところ、左側から出てきた車と接触した。さらに、右折してきた対向車とも接触した。
タクシー業	タクシー乗務員	50代	２か月	被災者は、タクシーを運転し、交差点で赤信号で停車していたところ、後方から車両に追突された。
一般貨物自動車運送業	運転手	40代	３か月	被災者は、トラックを運転し、荷物の運搬で高速道路を走行中、車内に携帯電話を落とし拾おうとしたところ、ハンドル操作を誤り、衝突衝撃緩衝具にぶつかった。
新聞販売業	配達員	60代	４か月	被災者は、バイクを運転し、朝刊配達のため砂利道を走行していたところ、くぼみにはまり、転倒した。

2　交通労働災害を防止するために

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取り組みを行う必要があります。

平成３０年６月１日に旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業安全規則が改正・施行されたことを踏まえ、**「交通労働災害防止のためのガイドライン」の一部を改正**しました。

改正点及びその留意事項

〇改 正 点　：**点呼等による睡眠不足の把握等**

〇留意事項：**①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理**
②乗務開始前の点呼等の実施
③早期時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成など

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮
（交通労働災害防止のためのガイドライン）

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

・走行の**開始・終了**や**経路**についての計画を作成する。

・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、**十分な休憩時間、仮眠時間**を確保する。

☑ 点呼の実施

・**疾病、疲労、睡眠不足、飲酒**などで安全な運転ができないおそれがないか、**乗務開始前に点呼**によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

・交通事故発生状況などを記載した**交通安全情報マップ**を作成する。
・**ポスターや標語**を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の**安全衛生教育**を実施する。

・**十分な睡眠時間**の必要性の理解
・**飲酒による運転への影響**の理解
・**交通危険予知訓練**による安全確保
・**交通安全情報マップ**による実態把握

☑ その他

・交通労働災害防止のための**管理者**を選任し、目標を定める。

・運転者に対し、**健康診断や面接指導**などの健康管理を行う。

・**異常気象や天災**の場合、安全の確保のため**走行中止、徐行運転や一時待機**など、必要な指示を行う。

・自動車の走行前に**自動車を点検**し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■交通労働災害を防止しましょう「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」のポイント　https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01html

■**職場のあんぜんサイト**：交通労働災害の現状と防止対策　http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kotsutaisaku1505.html